

事務所通信

2013 年 2 月号 No.92



(シーサイドバレースキー場)

CONTENTS

- | | | | |
|-------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● インフルエンザの予防 | P4 |
| …松明は自分の手で | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 確定申告が必要な収入 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 公的年金等がある場合の確定申告 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

たいまつ

松明は自分の手で

「いま景気はどうですか。」とよく聞かれることがあります。「いいところもあれば悪いところもありますよ」と答えています。中小企業経営者は、そろそろ「問題は外にある」という考え方を改めるべきです。この国が好況になっても、あなたの会社が好況になる保証はないからです。「この国はこの20年の間、明るいニュースがひとつもなかった」と大前研一さんがおっしゃっていましたが、バブルが弾けてからの20年、マクロ的に見るとまったくその通りです。経済は密接につながっているからといって、ほかが良くないから自分も調子悪くても仕方がないとは言えません。

「松明は自分の手で」という言葉があります。会社が危なくなっても、誰も助けてはくれないのです。経営者が肝に銘ずべきことは、自分の家族と社員とその家族、外注先、仕入れ先、そういう人たちすべてを幸せにするか、不幸にするかは、他でもない経営者自身だということです。それが経営の原点です。つまり、問題はすべて内、経営者自身にある。そういう考えを持っていただきたいと思います。

法政大学の坂本先生は著書で「原理原則をしっかり捉えた経営さえやれば大丈夫」とおっしゃっています。まさにその通りで、しっかりした経営を続けている元気な企業はあるのです。そういう会社は、原理原則をしっかり踏まえつつ、常に革新し続けている。しかし残念なことに、そのような会社は中小企業全体の一握りです。多くの会社は今までの儲かる仕組みのなかにどっぷりと浸かり、自分の頭で考えようとしてこなかった。そこを変えなければならないと思います。そのために必要なのは「自己差別化の戦い」です。自らのあるべき姿を明確に描き、同時に現状をしっかり認識する。あるべき姿と現状とのギャップは経営者自身の問題です。外部環境の問題ではありません。そこをはっきり認識したうえで目標を立て、達成していくための仕組みを作る。組織の発展は、そこにかかっていると思います。目標は大事です。

好景気は求めるものではありません。バブル崩壊以前に戻ろうと考えるのは非現実的です。経営環境は良くなるとか悪くなるという次元で語るべきものではなく、経営環境が変わるとしたら、それにどう対応するのか。それは原理原則に従い、原点に戻ることには尽きると思います。原点とはすなわち企業目的です。企業がこれまで存在してきた目的は何か。地域に何を求められているのか。企業の目的が地域ニーズに合致しているのか。ここをもう一度見直さなければなりません。

全労働者の7割が働く中小企業が元気にならないと、この国は没落するという人がいます。だからこそ、中小企業を元気にしなければいけません。そのためには「新しい夢」が必要です。夢が持てる地域社会を、我々が構築していかなければならない。私は「思いは具現化する」と信じています。思いは伝承するし、引き継がれもする。その思いがどれだけ強いのか。日本の将来はそこにかかっていると思います。



確定申告が必要な収入

所得税の確定申告が始まります。

平成24年中に不動産収入、資産運用などの収入がある人や個人事業者の方は2月18日から3月15日の期間中に確定申告をしなければなりません。そのほかに生命保険の満期保険金などの一時所得や非営業用貸金の利子、アルバイトによる原稿料や講演料等の雑所得なども忘れないように注意しましょう。

※確定申告が必要なもの

生命保険や損害保険の一時金、満期返戻金(注1)
クイズ番組の賞金品、懸賞金や福引などの当選金品
競馬や競輪などの払戻金
借家人が受け取る立退料
ストックオプション契約で株式取得の権利行使をしたとき
営業でない貸金の利子
著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料謝金等
(注1) 保険料負担者と受取人が異なるときは贈与税の対象となります。

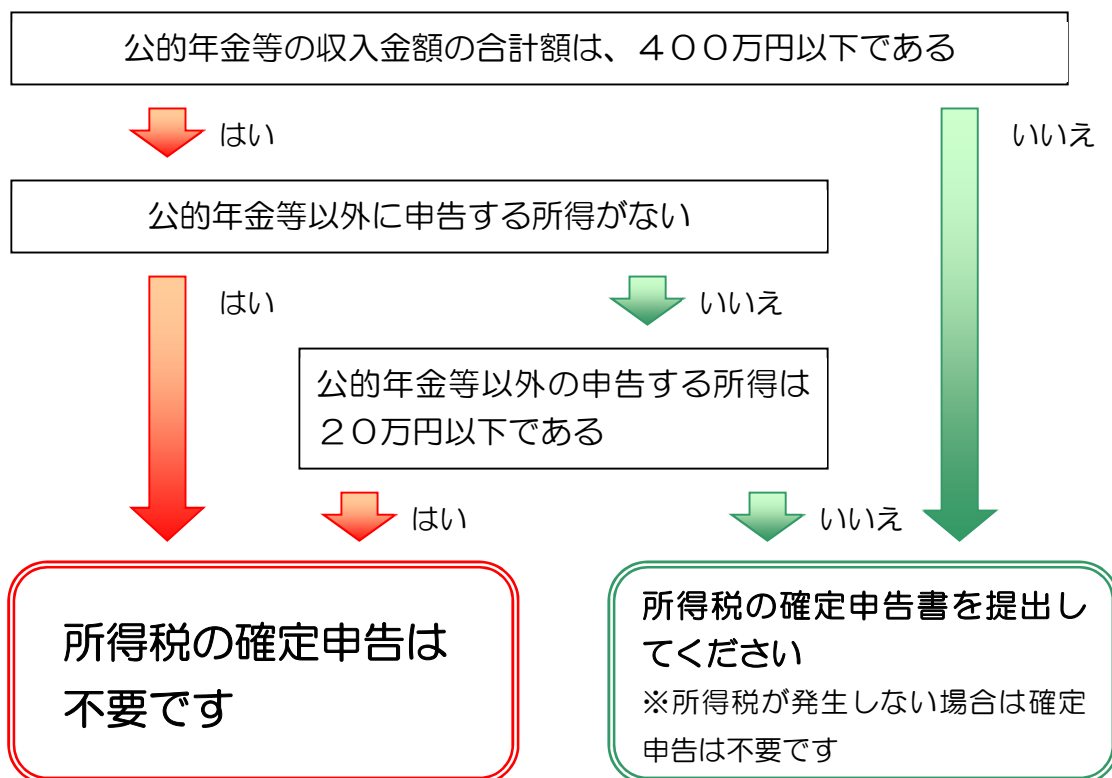
※確定申告が必要でないもの

障害年金や亡くなった方の勤務に基づく遺族年金等
病气けがの入院で受け取る入院給付金や所得補償金(注2)
心身に加えられた損害につき受ける賠償金
地震や火災、事故等により資産に生じた損害に対する保険金(注3)
香典、見舞金、出産一時金
宝くじの当選金(国内のものに限ります。)
生活に通常必要な家具等の譲渡
失業手当等や生活保護、児童手当など
(注2) 医療費控除等の計算上、必要な場合があります。
(注3) 棚卸資産や収益補償、必要経費を補てんするものは除きます。

※ 給与収入のみ(2,000万円以下)又は公的年金収入のみ(400万円以下)の方で他の所得が20万円以下の時は確定申告は不要ですが、医療費など他の控除を受ける場合には20万円以下でも申告が必要です。

< 斉 藤 >

公的年金等がある場合の確定申告

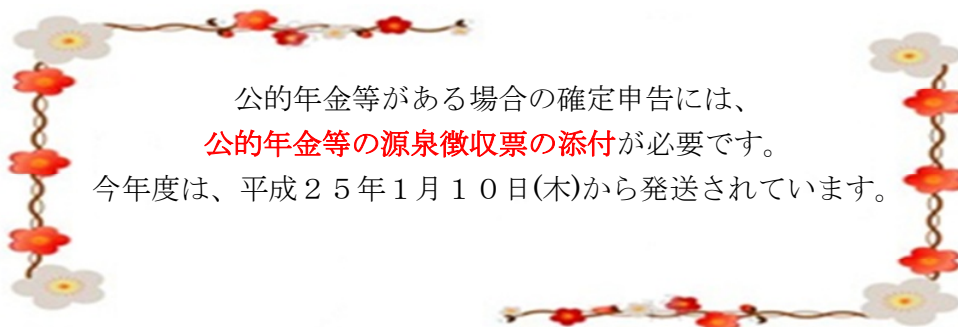


[注 1] 生命保険等の満期返戻金や個人年金、シルバー人材センターの分配金等も所得となります。

[注 2] 所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得控除や税額控除等により所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ・ 医療費控除、雑損控除、社会保険料控除、生命保険料控除等がある場合
- ・ 扶養控除申告書を提出していない、もしくは提出後に変更があった場合により扶養控除額が増加する場合
- ・ 住宅借入金等特別控除等がある場合

[注 3] 所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。



インフルエンザの予防

今年も流行しているインフルエンザ。インフルエンザや風邪など感染症の予防にマスクをしている人もいないのでしょうか。

◎予防するためには着用方法が重要です

最近、『ウイルス99%カット』を謳ったマスクも販売されていますが、それを着けたからといって必ずしも予防できているとは言えないようです。

国民生活センターや某テレビ番組等で調べたところによると、着け方によっては全く効果を発揮できないこともあるようです。

その大きな原因は、**マスクと顔とのすき間**。

マスクのフィルターの効果がいくら高くても、マスクの形状が使用者の顔にフィットせず正しく着用できていないと、顔とマスクの間にスキマができ、そこからウイルスが侵入してしまうのです。

□■ マスクをフィットさせるためのポイント ■□

- ・注意するポイントは、**鼻・頬・あご**。
- ・ワイヤー入りのマスクなら、着ける前にワイヤーを折り曲げておくと、鼻の横のすき間を減らすことができます。
- ・プリーツ式のマスクは、あごまでしっかり伸ばすことが大切ですが、伸ばしすぎると頬にすき間が出来てしまうこともあるので、両方にすき間が出来ないちょうど良い位置に。
- ・一番重要なことは、自分にあった大きさ・形を選ぶこと。大き過ぎ、小さ過ぎは「すき間」ができる元になります。自分の顔にあった大きさ・形のマスク選びが大切です。

マスクを着けること以外にも、手洗い・うがいなどは感染症予防の基本です。普段から予防をこころがけて健康管理をしっかり行いましょう。

◎守っていますか？咳エチケット

インフルエンザは、インフルエンザにかかった人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫と共に放出されたウイルスを、鼻腔や気管など気道に吸入することによって感染します。インフルエンザが流行してきましたので、できるだけ人混みは避けるとともに、外出後の手洗いを心がけましょう。また、周囲の方々のためにも「咳エチケット」に心がけましょう。

※「咳エチケット」とは・・・

- ・咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れる。
- ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐゴミ箱に捨てる。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いする。

非居住者が国内の不動産を売却した場合

Q u e s t i o n

以前より国内の法人の海外支店で勤務していたのですが、昨年中に日本国内にある不動産を売却しました。

この場合確定申告は必要ですか。

A n s w e r

確定申告が必要となります。

日本の法人の海外支店などに勤務する給与所得者は、一般的には、日本国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上非居住者となります。

非居住者は、その所得のうち日本の国内で発生したもの(国内源泉所得)についてのみ日本の所得税が課税されることから、非居住者が日本国内にある不動産を売却したときの所得に対しては、日本で所得税が課税されることとなります。

この所得は譲渡所得とされ、原則として確定申告が必要です。

なお、この場合、譲渡所得の金額の計算方法は、居住者の場合と同様です。

確定申告期限は、翌年2月16日から3月15日までですが、確定申告書を提出するときまでにあらかじめ納税管理人を定め、「所得税の納税管理人の届出書」を非居住者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、納税管理人は法人でも個人でも構いません。

海外転勤と納税管理人の選任

Q u e s t i o n

海外の支店に出向中の役員に対し役員報酬を支払いました。この場合の課税取り扱いはどうになりますか。

A n s w e r

日本の法人の海外支店などに勤務する給与所得者が受け取る給与は、たとえその給与が日本にある本社から支払われていても勤務地が外国である場合、原則として日本の所得税は課税されません。

しかし、同じく海外支店などに勤務する人であっても日本の法人の役員の場合には、その受け取る給与については取扱いが異なります。この場合には、その給与は、日本国内で生じたものとして、支払を受ける際に20%の税率で日本の所得税が源泉徴収されます。

役員の給与に対する課税の取扱いについては、多数の国と租税条約を結んでおり、租税条約に異なる取扱いがあるときは、その取扱いが優先することになっています。

参考：国税庁HP

< 村 山 >

研 修 予 定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
2月23日（土） 午後3時00分～	銀行格付けの実態と対策	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

お客様をご紹介します

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

【バレンタインデー】

日本では年間のチョコレート消費量の2割がバレンタインデーに費やされています。女性から男性へ告白行為として日本に普及してきたバレンタインデーでしたが、今ではチョコレートの意味も多義に渡っています。

女性が意中の男性に贈る本命チョコ・女性が恋愛感情を伴わない男性に贈る義理チョコ・女性同士で贈り合う友チョコ・自分へのご褒美として購入する自分チョコ・家族に贈るファミチョコ・男性から女性に贈る逆チョコ



某雑学HPより(担当:小澤)



休日カレンダー



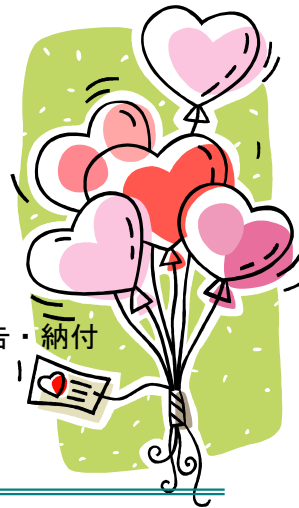
2月（如月） February

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9 伊藤・村山
10 池原・青木	11 建国記念の日 廣川・山田	12	13	14	15	16
17 堀田・原	18	19	20	21	22	23
24 山口・小林	25	26	27	28		

- ・確定申告期間中は、土曜日でも日曜日でも毎日元気に営業しています。
- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

2月の税務

- 2月 1日 贈与税の確定申告受付開始（3月15日まで）
- 2月12日 平成25年1月分の源泉所得税・住民税の納付
- 2月18日 所得税の確定申告受付開始（3月15日まで）
- 2月28日 平成24年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告・納付
平成25年6月決算法人の法人税等中間申告・納付



◆◆ あとがき ◆◆

新年を迎え早や1ヶ月、まだまだ寒さが続きますが暦のうえでは立春。春が待ち遠しいですね。我が家では毎年節分の日には豆まきをするのですがみなさんのお家ではいかがですか？豆まきをして福を呼び込みましょう。2月は繁忙期に入りますが健康管理に気を付けて仕事に取り組んで行きたいと思います。

< 池 亀 >